

## パブリックコメントの結果について

春日井市国民保護計画（案）のパブリックコメントに、  
多数のご意見をお寄せいただきありがとうございました。

### 1 パブリックコメントの実施概要

#### (1) 意見募集期間

平成18年11月15日（水）から12月25日（月）の41日間

#### (2) 募集方法

- ・広報かすがい11月15日号及び市ホームページにパブリックコメントの実施について掲載
- ・市民安全課、市役所情報コーナー、坂下出張所、東部市民センター、ふれあいセンター5か所、公民館4か所、レディヤンかすがい、総合福祉センターにおいて、春日井市国民保護計画（案）の配布及び閲覧を実施
- ・市ホームページに春日井市国民保護計画（案）を掲載

### 2 お寄せいただいたご意見

ご意見提出者数 8人

男女別 : 男性6人, 女性2人

住所別 : 市内在住6人, 市外在住2人

### 3 提出方法

持 参	郵 便	電子メール
1人	2人	5人

## 春日井市国民保護計画（案）に対するパブリックコメントに寄せられたご意見

### 【ご意見①】

(1) 自衛隊の施設が攻撃目標になる可能性と、それへの対応を記述すること

春日井市の国民保護計画案は、地元の事情を知らない外部業者が作成したためなのか、市の中央に位置する高蔵寺弾薬庫や隣接する航空自衛隊小牧基地についての記述がありません。これらの施設が武力攻撃されたとき、住民にどのような影響があるのか、住民はどのような方法で避難するのかが記述されるべきです。

10ページでは「大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が（攻撃）目標となる可能性が高い」とまで記されているのですから、それに対する対応が書かれて当然ではないでしょうか。また、弾薬庫にはどのような弾薬が何トン貯蔵されているのかなどは、住民避難と密接に関連する情報です。それが記載されていないようでは、国民保護計画とはいえないのではないのでしょうか。

この問題を国際人道法の観点から考えてみますと、ジュネーブ条約追加第一議定書の58条には次のように記述されています。

武力攻撃を受けたとき住民を被害から守るために、攻撃される側にも予防措置を講ずべきことを要請しています。すなわち、「人口の集中している地域又はその付近に軍事目標を設けることを避けること」とあります。

この予防措置に照らせば、航空自衛隊小牧基地、高蔵寺弾薬庫はいずれも住宅地に面しており、それらが攻撃を受けた場合その被害は甚大です。このことについてどのような対応策をとるのか、計画案の中に明記する必要があります。

(2) 避難住民を自衛官が誘導することは国際法人道法に違反している

国民保護計画案の46ページによると、市長は、「国民保護措置の実施を命じられた自衛隊の部隊等の長に対し、警察官又は自衛官による避難住民の誘導を要請する」とされています。

### 【ご意見①】に対する市の考え方

市国民保護計画（案）は、国民保護法に基づき作成しております。

国民保護法の目的は、国民保護法第1条に定められており、「武力攻撃事態等において武力攻撃からの国民の生命、身体及び財産を保護することにかんがみ、必要事項を定めることにより武力攻撃事態における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施する」とこととされています。この目的に基づき、市国民保護計画（案）の第1編第1章において、市の責務、計画の位置づけ、構成等を定めています。

自衛官による避難住民の誘導の要請は、国民保護法第63条第1項の規定に基づくものです。

市国民保護計画（案）では、市は国や県からの避難の指示により、住民の避難誘導を行なうとしており、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難な場合には、警察官及び自衛官に避難誘導を要請することとしています。

なお、市内にあります自衛隊施設の内容については、国防上の問題でもあり、市においても把握しておりません。

また、国民保護法は、国会における審議を経て成立した法律であります。国の見解によれば、国民保護法は、ジュネーブ条約に抵触する規定はないとされています。

## 春日井市国民保護計画（案）に対するパブリックコメントに寄せられたご意見

しかし、ジュネーブ条約追加第一議定書48条では、紛争当事者は、軍人・軍事物と文民・民用物を明確に区別し、文民・民用物を軍事目標への攻撃の巻き添えから防ぐことを基本原則とする、としています。すなわち、「文民たる住民と戦闘員とを常に区別」することが住民保護の基本原則であるとされています。

避難住民の誘導をするのは、非軍事組織である文民保護組織（Civil Defense）の役割です。この組織は自治体職員、消防、警察等で構成されるべきであります。

戦時における軍隊の役割は「侵害排除」であり、軍隊に「文民保護」を求めるのは、戦時国際法の原則から逸脱するものです。

たしかに、67条において、軍の要員が文民保護組織に配属される場合を認めていますが、それは「常時充てられ、かつ、専らその遂行に従事すること」などを要件としており、防衛出動、治安出動、国民保護派遣等を命じられた自衛官がこの要件を充たしているとはいえません。以上のように、計画案が避難住民の誘導を自衛官に行なわせるとしていることは、住民を軍事目標（自衛官）への攻撃の巻き添えにするもので、国際人道法では禁止されていることです。

（3）国民保護計画は地方自治を否定し、平時から国民を戦時体制に組込むものです。

武力攻撃事態法とその下位法である国民保護法は、「国家総動員法」の性格をもった、戦後初めての軍事法制です。これらの法律の目的は、有事において自衛隊と米軍の行動を円滑にできるようにすることです。動員されるのは、国家公務員、地方公務員、指定公共機関に所属する人びとです。指定公共機関とは病院、研究所、日銀、日赤、NHKそれに電力、ガス、通信、鉄道、トラック、バス、航空、放送など民間企業を含む160法人です。また、都道府県には指定地方公共機関があります。これらが「戦争協力組織」とされ、有事＝戦時には「必要な措置を実施する責務を有する」とされています。また、国民はこれらの組織に対して「必要な協力をするよう努めるものとする」とされて、戦争協力が義務づけられています。これによって内閣総理大臣を

## 春日井市国民保護計画（案）に対するパブリックコメントに寄せられたご意見

トップとし、中央省庁とその地方機関、指定公共機関、都道府県、市町村、国民保護協議会というピラミッド型の上意下達の体制が構築されるのです。ここでは、地方議会はいっさい関与できないし、知事、市町村長は内閣総理大臣の「部下」に過ぎなくなります。内閣総理大臣は、知事や市町村長が実施命令に従わないときは、自らからか関係大臣によって実施することができる（代執行）とされています。

このように内閣総理大臣は絶対的な権限を手にするので、地方自治は全く否定されて、本来、対等なはずの国と自治体の関係は上下関係に変質します。

国民保護法では、有事における住民の避難、救援が定められていますが、自衛隊と米軍の任務は「戦闘行為」ですから、はっきりいえば、戦闘にじゃまになる住民を他の場所へ移動させるのが目的なのです。国民保護法は、平時においても有事（戦時）に備えて国民を動員することができます。自衛隊を動員して、住民の避難訓練や「啓発」を行い「国防意識」の植付けをはかります。全国の自治体に平時から常設される国民保護協議会は、これを推進する下部組織として機能することになります。

正しく「国家総動員法」です。

### 【ご意見②】

春日井市が国民保護計画作成を外部委託したことに異議あり

全国の都道府県や市区町村で国民保護計画作成が、7億円市場ということでコンサルタント会社が受注競争をしているということを聞いていましたが、まさか春日井市が外部委託で作成されているとは思いませんでした。

春日井市の国民保護計画は約250万円で委託されました。イラク戦争の中でアメリカやイギリスに「軍事請負会社」があるということがクローズアップされましたが、国民保護法も有事（戦時）法制ですから、春日井市の国民保護計画も軍事請負会社が作成したということ

### 【ご意見②】に対する市の考え方

市国民保護計画（案）の策定に関しましては委託をしており、委託契約先は東京法令出版㈱、契約金額は2,499千円です。

委託内容は、市の指示による会議資料の作成、計画書の印刷製本などであって計画の策定事務まで委託したものではありません。

市国民保護計画づくりの主体はあくまでも春日井市であり、市の予算執行に関しては、市議会の議決を経て適正に執行しております。

また、今後の取組みについては、一つのご意見として伺っております。

## 春日井市国民保護計画（案）に対するパブリックコメントに寄せられたご意見

になります。

春日井市の国民保護協議会に、コンサルタント会社の担当者が傍聴されているのを見て、異様な感じをもちました。本来、このような計画はその地域のことに精通した地元の自治体の職員が作成するものだと思っていましたので、外部から飛び込んできた業者でも作ることができるということに驚きました。

このことから察しますと、この計画には自治体の独自性は盛り込まなくても、政府の基本指針やモデル計画を忠実に引き写しておけばよいということなのでしょう。端的に言えば、同じ文章でまちの名前だけ変えれば、どこのまちでも通用するということなのです。ですから、春日井市国民保護計画案をみても春日井市ならではという記述は見当たりません。そんなものに250万円を支払うのは税金の無駄遣いではないでしょうか。

私は、10月28日に愛知県と名古屋市の共催で開催された、国民保護法の講演会で総務省消防局国民保護運用室長に「国民保護計画の作成をコンサルタント会社に委託している県や市があるが、総務省はこれを奨励しているのですか」質問しました。室長は「奨励しているわけではない。好ましいことではないのでそのように指導していきたい」との答えがありました。

今後、国民保護計画に関連した文書を作成する場合は、その都度コンサルタント会社へ委託することになるのでは、市の自律性に疑問がもたれることとなります。今後の対応をぜひ再検討してください。

## 春日井市国民保護計画（案）に対するパブリックコメントに寄せられたご意見

### 【ご意見③】

#### 1 始めに（第1編に関連して）

そもそも、貴重な市民の税金を用いて、今、このような計画を作ることについて、大きな疑問を持たざるを得ない。この計画が想定する事態、第5章に国・県の提起するものをそっくり引用しているが、直接市民に責任を持つ行政府として市が考えるべきは、それに対処する方針を作るのではなく、そのような事態を招かないようにすることこそ急務であると考え。国、県に対してどうしても計画を作らなければならないのならば「ただいま、鋭意検討中です」と対でも応えて棚上げにしておけば十分である。

武力攻撃を恐れるのならば、その標的になる「軍事基地・施設」を市からなくすことがまず求められる。小牧・高蔵寺・西山などの軍事基地撤去に向けて更なる努力をされたい。

また国際規模の戦争が起きれば、残念ながらそれは「最終戦争」となってしまうだろう。とすれば、市は「戦争が起きないよう最大限の努力をする」ことこそ、今、求められる姿勢である。さしあたり、非核・平和市宣言を行うこと。その上で、国に対し、戦争準備を目的とする憲法九条の改悪をせず、平和憲法の精神を生かした政治をするように市として運動をすることを要求する。

#### 2 第2編に関連して

いたずらに危機感をあおり、「国民保護のため」と、個人のプライバシーまで行政が管理する虞を文章に感じる。「全てはお国のため！」と批判すら許さなかった時代の再来を招いてはならない。

「安全」「保護」の美名に全てを正当化するようなことを許してはならない。

#### 3 第3編について

あまりに時代錯誤の想定・対応に唾然としている。絶対に許してはいけないことだが「武力攻撃事態」が起きれば、残

### 【ご意見③】に対する市の考え方

国民保護計画（案）は、国会における審議を経て平成16年6月に成立、9月より施行された国民保護法に基づき作成するものです。

また、自然災害だけでなく、あらゆる事態において、住民の生命、身体及び財産を守ることは、自治体における責務であると考えています。

## 春日井市国民保護計画（案）に対するパブリックコメントに寄せられたご意見

念ながらそれは「最終戦争」となってしまう、このような「計画」はまったくナンセンスとなってしまう。それだけに「戦争を起こさせない」ことこそ「国民保護」に最も要求されることだから、そのための努力こそ計画の柱とせねばならない。

特に核戦争（N 攻撃）についてはあまりの無知、もはや漫画的である。（p 55～57）

もし触れるなら日本海沿岸などの原子力発電所からの放射性物質の流出があったら（これは戦争による破壊でも起こりうるが、事故の可能性のほうがはるかに大きい）どう、市民の安全を守るかに知恵を出すべきであろう。

### 4 最後に

繰り返しになるが、今 必要なのはこのような税金の無駄遣いに過ぎない「作文」を作ることではなく、このような「事態」を招かないようにするために市としてはどのように活動するのかを真摯に検討することこそ「保護計画」にふさわしいと考える。

#### 【ご意見④】

明治以来この国が外国から攻撃をされたのは、あの無謀な太平洋戦争の末期に1度だけではないでしょうか。しかも、あの戦争は日本の中国侵略から始まり、日本から仕掛けた戦争でありました。敵国であったアメリカ合衆国とは今では世界のどこの国よりも強い同盟関係にあります。この国はどこの国とも平和を保てる筈です。

計画案の第1編第5章で、武力攻撃事態の四つの類型が述べられていますが、こんなことが在り得るのかと思うのは私だけでしょうか。

今世界を見回すとき、どこの国が海から上陸して日本へ攻め込んでくるのでしょうか。また、飛行機で兵員を送り込んで攻めてくるのでしょうか。

どこの国のゲリラや特殊部隊が、何のために、日本に侵入し橋やダ

【ご意見④】に対する市の考え方

【ご意見②】及び【ご意見③】のとおりです。

## 春日井市国民保護計画（案）に対するパブリックコメントに寄せられたご意見

ムを壊すのでしょうか。古い戦争映画の世界にしか思えません。

金正日が自暴自棄になって発射すれば、性能の悪いミサイルが一発ぐらい飛んでくる可能性を否定はしませんが、国家予算が日本の防衛費にも及ばないと言われている北朝鮮がいかに強がりをつけていても、日本に戦争を仕掛けてくるとは到底思えません。むしろ、拉致問題を利用して異常なまでに北朝鮮バッシングをやっているこの国の異様さの方が心配です。外交努力によって北朝鮮が暴走しないようにするならば、どこの国が日本にミサイルを打ち込んでくるのでしょうか。

航空攻撃という項目がありますが、4才で体験した空襲を思い出してしまいました。B29のような爆撃機が編隊を組んで日本に爆弾を落としてくるといったことが本当にあるのでしょうか。

第2編、第3編に膨大な紙数が割かれています。実際に戦争が起こってしまったならば、役に立たないでしょう。机上の空論ということです。このことは、先の戦争でこの国の主な都市は焦土と化し、一瞬のうちに生き地獄とされた広島と長崎を思い起こせば十分でしょう。

戦争は人災です。人々の知恵で避けることができます。今や、アメリカにおいてもイラク戦争への批判の声が大きくなり、好戦的なブッシュ氏の窮地に立たされているようです。世界は今平和を求めています。そして、この国の平和憲法が世界中の多くの人々に高く評価されています。この国が日本国憲法9条の精神を堅持して外交を進めるならば、外国から攻撃されるなどという想定は全く杞憂に過ぎないと思います。

とは言え、悪法も法。法律ができてしまったからには、市の担当の職員の方々にも立場がありましょう。出来るだけ簡素で、税金を使わなくてもよい計画を作られることを要望します。

## 春日井市国民保護計画（案）に対するパブリックコメントに寄せられたご意見

### 【ご意見⑤】

(1) この計画案があつて、さらに意見募集日限が今日までということをして22日夜のある会合で初めて知りました。市民の保護に関する重要な計画ですので市民への広報にもう一工夫を願います。とおり一遍の広報では常に注視している人以外は見落とすでしょう。

(2) この保護計画案に潜む脅威は東海、東南海地震と北朝鮮からのミサイルによる核弾頭攻撃です。この2つにしぼってより具体的な市民保護の計画を市独自に作成して欲しいです。国や県の計画案はかなり漠然として具体的性がありません。指示系統だけが明確なだけです。北朝鮮という国名は伏せても核攻撃というだけで何の脅威のために市民を保護するかはわかります。

(3) 武力攻撃（ミサイル、ゲリラ、テロ）のことをいろいろ想定しているが近くに自衛隊基地がいっぱいあるので如何にはやく自衛隊の出動を依頼するかを（県や国に）計画してください。

### 【ご意見⑥】

第1編、第5章を読んでいて いったいどこの国が海から日本を攻めてくるのでしょうか？空からも攻めてくる国はないと思います。もしあるとすれば、北朝鮮が追い込まれて遮二無二、ミサイルを発射させるかも知れませんが、それも外交努力で北朝鮮を追い込まなければ避けられると思います。

平和憲法を守ってどの国とも仲良くして行けばこんな法律いらないと思いますが、法律が出来てしまった以上、公務員としては従わざるを得ないと思います。なるべく税金を使わないよう考えてください。

### 【ご意見⑤】に対する市の考え方

市国民保護計画（案）は、特定の国や特定の事態を想定して作成しているものではなく、可能性がある事態に備えるというために作成するものです。

また、自衛隊施設があるという本市の特殊性が起因する被害想定ないし対応については、国において対応されるべきと考えており、その指示により行動してまいりたいと考えております。

また、市民の皆さんへの広報のあり方については、今後とも、常に改善に向けて努力してまいります。

### 【ご意見⑥】に対する市の考え方

【ご意見②】及び【ご意見③】のとおりです。

## 春日井市国民保護計画（案）に対するパブリックコメントに寄せられたご意見

### 【ご意見⑦】

1. 周知期間を延長し、周知方法も市民の多くが知ることが出来るよう自治会・区会・町内会などを活用して行って下さい。
2. 募集期間をもっと延長して下さい。
3. 武力攻撃事態が発生しないための方策を行って下さい。

①平和都市宣言を行う。

②小牧基地・高蔵寺弾薬庫の縮小・撤去

③世界に「憲法9条」を広げる努力を行う、せめて姉妹都市を結んでいる国に。

④日本国憲法は多大な犠牲を内外に与えた事に対する「詫び証文」があります。

軍隊や基地が存在すること事態が「武力攻撃」を受ける原因ではないでしょうか。

⑤今度戦争が起こったら「勝者も敗者ありません。」人類が滅亡するほどの核兵器がいま、地球上に存在しています。どの国にも「核廃絶を呼びかける努力をしてください。」

⑥市民から「平和を守るためのパブリックコメント」を募集して下さい。

### 【ご意見⑧】

春日井市国民保護計画（案）について下記のように意見を述べます。

国民の保護は、「災害対策基本法上の災害」の充実に知恵と力を集めましょう！

軍事態勢づくりは、やめましょう！

国民保護計画は、国民の生命と財産の保護策には値しない！

### 1 結 論

春日井市民の生命と財産を保護する基本点が間違っています。

### 【ご意見⑦】に対する市の考え方

1. 2 本市のパブリックコメントについては、春日井市パブリックコメント手続要綱に従っており、周知方法も全戸配布の広報かすがいに掲載し、各公共施設において閲覧や郵送によって周知を図ったほか、市ホームページに全編掲載しております。また、募集期間につきましても、通常30日程度のところを41日間としております。

3. 市国民保護計画（案）は、緊急時に住民の生命、身体及び財産を守るための計画であり、防衛につきましては、その責任を有する国において判断されるものと考えています。

また、戦争のない平和な社会の実現は人類共通の願いです。本市におきましては、市国民保護計画（案）作成時に前書きの掲載を予定しており、この中で平和に対する本市の考え方について述べたいと考えております。

### 【ご意見⑧】の1結論に対する市の考え方

- ①～④ 【ご意見③】のとおりです。

- ⑤ 【ご意見②】のとおりです。

## 春日井市国民保護計画（案）に対するパブリックコメントに寄せられたご意見

- ① 「武力攻撃を受けて被害を受けたらどうするか」という視点から計画がつくられているが、「被害を受けないためにどうするか」という視点がまったくない。健康に予防は大変大切です。同じように、住民の生命と安全・平和に暮すということにも、「起きたらどうするか」ではなく、「起こさないためにどうするか」という予防の観点が第一です。春日井市国民保護計画には、この点が欠落しています。
- ② 武力攻撃をする側は、効果的などころを選択して武力攻撃をかけます。春日井市においてはどこかと言うならば、まず軍事施設が攻撃対象に選択されます。それは、陸上自衛隊春日井駐屯地と航空自衛隊高蔵寺分屯基地の弾薬庫です。隣接する施設では、航空自衛隊小牧基地であり陸上自衛隊守山駐屯地です。これら基地が除去されない限り、住民の生命と財産は保護されません。春日井市内の軍事施設撤去を明確にすべきです。春日井市国民保護計画（案）には、根本的などころには手をつけていません。後述しますが、無駄な金遣いと戦争へ国民総動員をかける準備をしているのが、春日井市国民保護計画(案)と言わなければなりません。  
「案」は、保護計画でなく救護計画にすぎない。
- ③ 春日井市が非核都市宣言や戦争ノ一等の宣言、憲法第9条をもとに市政をしますということを世界に発することが一番の予防策である。市民の生命と財産に犠牲者をださないという「春日井市国民保護計画」にしてください。起こってから「保護」はだめである。「案」は、「救護」計画にすぎないです。
- ④ 春日井市国民保護計画(案)を、武力攻撃等という観点でなく、「災害対策基本法上の災害」から市民の生命と財産を守る内容に変更してください。県には、「武力攻撃等」の国民保護計画は、策定しないことを通告してください。
- ⑤ 質問事項
  - a この春日井市保護計画（案）は、どこかのシンクタンク等

## 春日井市国民保護計画（案）に対するパブリックコメントに寄せられたご意見

に依頼して作成したのですか。または、市の担当部署で策定されたのでしょうか。策定までの経緯をお知らせください。

b この春日井市国民保護計画（案）を策定に要した費用をお知らせください。

c この費用は、どこが負担をしましたか。

以上の理由により春日井市国民保護計画（案）の撤回と「災害対策基本法上の災害」の保護計画に変更することを求めます。

質問事項の回答については、文章にてお願いします。

以下、各「編」ごとに意見と要望を述べます。

### 第1編 総論

#### 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

##### 3 市国民保護計画の見直し、変更手続きの

###### (1) 市国民保護計画の見直しについて(1頁)

イ 「……広く関係所の意見を求めるものとする。」とあるがあいまいである。

①公聴会の開催をいれてください。

②希望する個人、団体すべてが参加できるようにしてください。

③公聴会の時間は、十分とってください。

④パブリックコメント活用は、広く普及してください。

を明記または保障してください。

###### (2) 市国民保護計画の変更手続きについて

「……市議会に報告し、公表する……」とあるが(2頁2行目)

「市議会に報告し、議決のうえ公表する……」としてください。そして、変更の時だけでなく、第一次の策定も議会の議決という民主的手続きのうえ策定するようにしてください。

【ご意見⑧】の第1編第1章 に対する市の考え方  
市国民保護計画の作成・見直しにつきましては、国民保護法に規定されている手続きに基づき行っています。

## 春日井市国民保護計画（案）に対するパブリックコメントに寄せられたご意見

### 第2章 国民保護措置に関する基本方針（3頁）

基本方針は、春日井市が、1 非核都市宣言（2）憲法9条で国際平和都市宣言などの平和宣言をしたうえ策定し、基本方針の中でも平和宣言を明記してください。

【ご意見⑧】の第1編第2章 に対する市の考え方

【ご意見⑦】の3のとおりです。

### 第3章 関係機関の事務または業務の大綱等

「資料参照」（6頁）とあるが、春日井市国民保護計画（案）の冊子には省略されている。これでは検討が出来ない。今後は、添付して下さい。

### 第4章 市国民保護計画の地理的、社会的特徴

「国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の……特徴」（7頁2行目）ということで、表と地図があります、（8,9頁）そこで

1 教育施設 2 医療・福祉施設 3 コンクリート造り、地下施設のある建築物等堅ろうな施設（避難用） 4 攻撃対象施設等  
5 軍事製品・転用可能の部品等の製造企業等 6 隣接する自治体の、1～5までの該当する部分を、地図に表示または表にする、ということをしてください。

### 第5章 市国民保護計画が対象とする事態について（10頁）

国の策定例ですが、以下の点について、春日井市の見解を求めます。文章にて回答をお願いします。

想定される事態の類型として

1 武力攻撃事態

①着上陸侵攻②ゲリラや特殊部隊③弾道ミサイル攻撃④航空攻撃

2 緊急対処事態例

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

## 春日井市国民保護計画（案）に対するパブリックコメントに寄せられたご意見

- ・原子力事業所等の破壊・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破・危険物積載への攻撃
- ・ダム等の破壊

イ 多数の人々が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる。

- ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- ・列車等の爆破

### (2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物資等による攻撃が行われる事態

ダーティーボム等の爆発による放射能の拡散  
炭素菌等生物剤の航空機等による大量散布  
市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布  
水源地にたいする毒素等の混入

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態  
航空機等による多数の死者を伴う自爆テロ  
弾道ミサイル攻撃の飛来

と事態例が紹介されています。

- ① こういう事態が春日井市内または隣接する自治体で発生することがあると考えて見えますか。考えて見えるなら、「ある」という根拠を国民保護計画に明記してください。
- ② 日本の近代・現代史で、日本が攻められたことがありますか。被爆国として、憲法第9条をもつ国として核兵器反対、戦争反対、紛争は話し合いで解決を、海外で武力を使いませんと言って、日本と世界の平和に貢献し、世界から信頼されてきたのではないのでしょうか。1945年の前の政治と後の政治の違いをくっきりと見ることができ、平和憲法を持ったことを誇りに思われませんか？それに反するようなことはやめてください。
- ③ 平和憲法を持った日本の歩みを根底から崩したのは、1951年9月の日米安保条約の締結まで遡るが、それは別にしても、PKO

【ご意見⑧】の第1編第5章①～⑤に対する市の考え方

市国民保護計画（案）は、特定の武力攻撃事態等を想定して作成しているものではなく、可能性がある事態に備えるという意味合いから作成するものです。武力攻撃事態等が全く起こり得ないものでない以上、万が一の場合を想定した備えは必要であると考えています。

## 春日井市国民保護計画（案）に対するパブリックコメントに寄せられたご意見

で自衛隊を海外に派遣する、テロ対策法と証して海外自衛隊補給間をインド洋に派遣し続ける、イラク特措法で自衛隊をイラクへ派遣し続けるなど、いずれもアメリカの求めで行なわれ、日本国を守るという自衛隊員の役割を変えてしまいました。そのなかで、「テロがあったら」「攻められたら」「ミサイルが使われたら」「NBC兵器が使われたら」どうすると、国民を脅し続けてきたのです。戦争政策を推し進めるのは、地方自治体の役割ではありません。

- ④ そして、2003年6月に武力攻撃事態対処関連3法律、2004年6月に事態対処法法制関連7法ができあがり、今、地方自治体に「国民保護計画」の策定を押し付けてきたのです。まさに、「武力攻撃事態」を予防するのではなく、武力攻撃に国民を総動員するための計画が、今、地方自治体の手でやらせようとしています。住民の福祉と生活を守る自治体の使命を守ろうとするならば、国民保護計画の策定を返上してください。
- ⑤ 一部の自治体では、「核攻撃」への計画は作れないと計画策定の一部を返上しています。春日井市においても、武力攻撃事態や緊急処理事態の事態例をよく研究し、春日井市としての実態に合うものにしてください。市民が納得できるように説明してください。
- ⑥ 市議会の議決を得るようにしてください。

### 第2編 平素からの備えや予防

#### 第1章 組織・体制の整備等について（13頁）

- ① 資料2～6が添付されていませんので詳細が分かりません。資料を添付してください。
- ② 「災害対策基本法上の災害」の場合の組織・体制と国民保護計画の組織・体制との違いを比較表にして提示してください。
- ③ 「国民保護計画の組織・体制」の方が充実しているなら「災害対策基本法上の災害」のほうを改正し、国民保護計画を「災害対策基本法上の災害」の方に一本化してください。

#### 【ご意見⑧】の第1編第5章⑥ に対する市の考え方

国民保護計画の作成につきましては、国民保護法に基づき作成しております。国民保護法には、市国民保護計画を作成した場合には、速やかに、議会へ報告するとされています。

#### 【ご意見⑧】の第2編第1章①～③ に対する市の考え方

自然災害への対応は、春日井市地域防災計画に基づき進めてまいります。

## 春日井市国民保護計画（案）に対するパブリックコメントに寄せられたご意見

- ④ 消防団、自主防災組織、自治会に研修、施設及び設備の充実を図る計画であるが
  - a どのくらいの規模になり、市内に必要とする程度を確保できるか。
  - b 費用負担はどうか。
  - c ここまでやるから戦争体制の総動員体制だという声があるかどうか。
- ⑤ 「組織・体制の整備等」に要する費用は、どのくらい必要ですか。
- ⑥ 「消防機関の体制(2)消防団の充実・活性化の推進等について」(15頁5行目)
  - a 「消防団の充実・活性化を図る。」とあるが、具体的にどう充実・活性化を図るのか。それがないと意見のだしようがない。消防団がより危険な作業に駆り立てられるのではないかと危惧をする。消防団は参加させるべきでない。
  - b 消防団に対する国民保護措置について研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。とあるが(15頁7行目)国民保護措置で消防団が行なうべき措置の内容を明示してください。
- ⑦ ボランティア団体等に対する支援について(17頁)
  - a 自主防災組織は主として企業単位に組織されていると思うことがこの認識でよいでしょうか。
  - b 春日井市内にいくつの自主防災組織がありますか。
  - c 「自主防災組織等が行なう消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。」とあるが、費用負担は春日井市が行なうのでしょうか。「民間でできることは民間で」という理論からいけばおかしいし、なぜ国民保護措置だけは例外的に負担をするのでしょうか。自主防災組織自体が施設・設備の充実を図るよう求めてください。

### 【ご意見⑧】の第2編第1章④～⑥ に対する市の考え方

自主防災組織は基本的に町内会及び自治会組織を単位に、火災や地震等の自然災害に対し組織されているもので、その育成強化については、従来から地域のみなさんをお願いをしているところです。

なお、国民保護法の視点からの訓練としては、今後、国・県等において、具体的な計画等が示されれば、その時点で考えてまいります。

### 【ご意見⑧】の第2編第1章⑦ に対する市の考え方

自主防災組織は、基本的に町内会及び自治会組織を単位に組織されているもので、平成19年1月1日現在、192組織あります。

## 春日井市国民保護計画（案）に対するパブリックコメントに寄せられたご意見

### 第3 通信の確保について（18頁）

- ① 情報を発信する側の課題はかなりふれているが住民側の問題解決については対策がないようである。阪神・淡路大震災でも新潟中越地震でも、住民同士の安否情報と各自が望む情報を聞きだすことができなかつたことが大きな問題となりました。「阪神と新潟」を教訓とした保護政策を見える形にしてください。

### 第4 情報収集・提供等の体制整備

#### 1 基本的な考え方

##### (1) 情報収集・提供等の体制整備（19頁）について

「市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集または整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適切に実施するための体制を整備する。」とあります。

自然災害ならがまんもできますが、攻撃により破壊されたものの「情報収集と情報提供」は、むなしさを感じます。国民の生命や財産が脅かされる事態が発生しない努力をしてください。無駄な人力と税金の使い方はやめましょう。

#### 2 警報等の伝達に必要な準備

##### 警報の伝達体制の整備について（20頁）

「……知事からの警報の内容通知があった場合の住人及び関係団体への伝達方法等についてはあらかじめ定めておく……」とありますが、どのように定められますか。市民の意見を聞いて定めてください。

##### 国民保護に係るサイレンの住民への周知について（20頁）

- ① 春日井市内全市でサイレンを聞こえるようにするのでしょうか。その音の大きさとサイレン設置の配置図を示してください。できればよし悪しが判断できません。

#### 【ご意見⑧】の第2編第1章第3① に対する市の考え方

災害時における情報の確保又は通信手段の充実については、地域防災計画上、大きな課題と考えており、今後とも改善に向けて努めてまいります。

#### 【ご意見⑧】の第2編第1章第4の2の①～④ に対する市の考え方

緊急時における情報伝達手段の確保は、自然災害を含めあらゆる災害時に必要であり充実に努めてまいります。

なお、配置、費用等の詳細については、今後の検討課題としております。

## 春日井市国民保護計画（案）に対するパブリックコメントに寄せられたご意見

- ② 設置費用と負担者の明示してください。費用対策効果を判断しなければなりません。
- ③ 戦前天皇家に子どもが生まれた時（現天皇）、皇居は、サイレンを鳴らしたそうです。一つなら女、二つなら男、として。それを聞いてマスコミは報道をしたそうです。高度に発達した資本主義国日本、民主主義が成熟した日本で、このような茶番劇じみたことは、恥ずかしくないのですか。こういう事態が発生しない政治と地方行政を望みます。
- ④ もう一つ、戦前、「空襲警報発令！ウーウー」とサイレンが鳴り、地域では半鐘が連打されたそうです。そうして、国民は不安にかられ、生命と財産が脅かされました。もう一度、戦前に戻そうとするのでしょうか。こんな「国民保護計画」は必要ありません。

大規模集客施設等に関する警報等の伝達のための準備について（20頁）

「……学校、病院……等の多数のものが利用する施設について（警報等の伝達）は、堅との役割分担も考慮して定める。」とあります。

市の国民保護計画のなかに、「このように決めました」という具体的提起がなければ検討のしようがありません。県と調整して提起をしてください。

民間業者からの協力確保について（20頁）

「…民間業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取り組みを推進する。」とあります。

「各種の取り組み」の内容が不明確ですから、適切な意見を言えませんが、少なくとも、緊急事態であればあるほど、情報の一元化、指揮・命令系統の一元化は必須要件です。「主体的に実施する」では、情報が不正確、行動が不統一等をうたうものは国民総動員法的性格を隠すためではないかと推測したくなります。この点からお国民保護計画の撤回を求めます。

ここままで、自衛隊を中心に国民、消防団、ボランティア、自主防災

## 春日井市国民保護計画（案）に対するパブリックコメントに寄せられたご意見

組織、指定公共交通機関、大規模施設、民間業者が総動員させられることが分かりました。そこで、以下のことを文章にて回答をお願いします。

国民保護計画が確定すると、研修、訓練、施設の充実、体制の整備などが実施されますが、

- 1 初年度の国民保護計画を実行するとどのくらい費用を要するか
- 2 その費用負担はどうなるのか。
- 3 次年度以降、計画が変更されなかった場合の維持、管理費はどのくらい必要か。
- 4 その費用負担は、本当に国が行なうのですか。
- 5 この費用は、改めて考えた場合、無駄遣いと思われませんか。

### 第5 研修及び訓練について（22頁）

#### (1) 研修機関における研修の活用について（22頁）

「市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学……等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。」とありあす。そこで、

- ① 「災害対策基本法上の災害」に対してもこのような措置をとられていますか。取っていないければ、こちらを先に改善をしてください。
- ② 「国民保護の」という表現を用いられると、「災害対策基本法上の災害」への対応がなおざりにされると心配しています。

(2) 研修、訓練に自衛隊の連携や活用をするとある。そこで意見を述べます。

- ① 自衛隊は、救出活動は得意ではない。新潟中越地震の時、母子が車ごと地中に埋まり、小さな子が一人、奇跡的といわれるほどの状態で救出されました。この時、自衛隊は手の施しようがなく見ていただけでした。救出作業は東京都のレスキュー隊員がライトを照らしながら、細心の注意を払い、幼子を一人救出しました。ご存知だと思います。攻撃訓練を中心とする自衛隊の活用は、役に立たず、相応しくありません。

【ご意見⑧】の第2編第1章第5の(2)①～④に対する市の考え方

国民保護措置の実施は、市の責務であると考えております。具体的な内容につきましては、今後、国・県から指示・指導があるものと考えております。計画に伴う事業費、研修・訓練の内容等の詳細については、現在、把握しておりません。

## 春日井市国民保護計画（案）に対するパブリックコメントに寄せられたご意見

- ② 研修や訓練に、自衛遺体の施設や自衛隊の戦場における救出マニュアルが使われることがありますか。自衛隊を利用するならば、研修・訓練内容を具体的に表示ください。出なければ見当ができません。検討できない「国民保護計画」（案）を作らないでください。
- ③ 自衛隊の基地または施設での研修・訓練は、行なわないでください。
- ④ 自衛隊員による研修・訓練は、しないでください。

### 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え（24頁）

#### 4 運送事業者の輸送力・輸送施設等の把握について（25頁）

「…避難住民物資の輸送を実施する体制を整備するよう努める。」とあるが

- ① なぜ「整備する。」と規定できないのか。
- ② マイカーの運行規則を行なわないでほしい。

### 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

#### 1 市における備蓄（26頁）

##### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について（26頁）

- ① 化学防護服、放射線測定装置、安定ヨウ素材、天然痘ワクチン等は、春日井市内に常備されるのですか。
- ② 管理はどこが行なうのですか。
- ③ ①を使用する技術者はどのように確保するのですか。

### 第4章 国民保護に関する啓発（27頁）

#### 1 国民保護措置に関する啓発

##### (1) 啓発の方法（27頁）

「住民に対し、広報し、パンフレット、テレビ、インターネット等で継続的に啓発し、住民向けの研修会、講演会等を実施する。」

【ご意見⑧】の第2編第3章 に対する市の考え方

物資及び資材の備蓄、整備につきましては、国、県の整備状況を見極めつつ、その指示に従ってまいります。

【ご意見⑧】の第2編第4章 に対する市の考え方

国民保護に関する啓発の方法は、広報誌、ホームページ等を通じて行なってまいります。その他、具体的な啓発の方法については、今後も検討しております。

## 春日井市国民保護計画（案）に対するパブリックコメントに寄せられたご意見

とあります。

- ① 「継続的」というのはどのような頻度で行なうのですか。
- ② 財源はあるのですか。

### (3) 学校における教育

「……児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行なう。」とあります。

- ① 「災害対応能力育成」とは、どのようなことをするのですか。
- ② 私立学校はどのようにされますか。
- ③ 「自他の生命を尊重する精神」とはどういうことでしょうか。
- ④ 教育基本法がついに改正されましたが、「ヤッパリ！」という感じをいただきました。

## 2 武力攻撃事態において住民が取るべき行動等に関する啓発（27頁）

(3) 市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。」とありますが

- ① 受講料は一切無料でしょうか。
- ② 現在、消防署によって行なわれている「救急講座」はどうなりますか。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 市対策本部の設置

#### 1 市対策本部の組織構成及び機能（33頁）

市対策本部の組織票があります。表の注に「…国、県の職員、その他市の職員以外の者を本部会議に出席させることができる。」とあります。

- ① 自衛隊の出席を常態としないでください。

#### 【ご意見⑧】の第3編第1章① に対する市の考え方

市国民保護計画（案）は、特定の武力攻撃事態等を想定して作成しているものではなく、可能性がある事態に備えるという意味合いから作成するものです。武力攻撃事態等が全く起こり得ないものでない以上、その備えは必要であると考えます。また、必要があれば、出席を求めるものであります。

## 春日井市国民保護計画（案）に対するパブリックコメントに寄せられたご意見

### 第4章 警報及び避難の指示等

#### 2 警報の内容の伝達方法

(2)に（42頁）「……各世帯等に警報内容を伝達することができるよう、体制を整備する。」とあります。

- ① 何時までに整備するか明記すべきである。何時までも放置されるのではないかと心配です。
- ② 生命と財産を脅かされ、トボトボと避難をよぎなくさせられ、体育館の板の上にダンボールで仕切られた狭いところで、プライバシーが制圧されて、すごす生活を想像しただけでも身震いがします。こういう事態を発生させない方策こそが必要ではないでしょうか。

#### 4 事態の類型等に応じた避難の指示に当たっての留意事項（47頁） 国が定めた武力攻撃事態を

- (1) 着上陸侵攻
- (2) ゲリラや特殊部隊の攻撃
- (3) 弾道ミサイル攻撃
- (4) 航空攻撃

と、4分類としている。そこで

- ① この4項目の事態が春日井市内で発生すると思われますか。
- ② 発生するならどこでしょうか
- ③ 防衛白書平成18年版は、日本の防衛は、「実効的な対応している」としています。起こり得ないのです。起これば国防の問題です。起こり得ないことを起こるように主張することはやめて頂きたい。
- ④ 起こるといふ可能性は、(2)のゲリラや特殊部隊の攻撃です。しかし、これが発生するという可能性は都市部で、地方の春日井市内ではあり得ないことです。あるとすれば、市内の軍事施設です。軍事基地を春日井市内から撤去すれば安全な春日井市となります。国民保護計画の策定に無駄な時間と血税

【ご意見⑧】の第3編第4章①～④に対する市の考え方

市国民保護計画（案）は法に基づき作成しているもので、特定の国や特定の事態を想定して作成しているものではなく、可能性のある事態に備えるというために作成するものです。

武力攻撃事態等が全く起こり得ないものでない以上、その備えは必要であると考えます。

## 春日井市国民保護計画（案）に対するパブリックコメントに寄せられたご意見

を使うのではなく、犠牲者をださない、市民の生命と財産を脅かさない根本的な対策に力を尽くすべきである。国民保護計画の策定作業は、中止して、国に返上をしてください。

### (3) 弾道ミサイル攻撃の場合について（４８頁）

「ア」で「…弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。」とあります。

そこで、春日井市内には、

- ① 避難できるコンクリート造りの堅ろうな建物は十分ありますか。
- ② 地下街や地下駅舎はありますか。
- ③ 避難できる地下施設はありますか。
- ④ ありもしない避難場所を書くのは無責任ではないか。
- ⑤ 発令されたら何分以内に堅ろうな施設に非難したら安全ですか。その時間を記載してください。
- ⑥ 今、日本を自由に攻撃できるのは、日本に基地を持っているアメリカだけです。それ以外の国はありません。よく調査をしてください。

次に、４９頁で「……保有する国の弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。」と囲み記事的に記載させています。そこで

- ① 「精度により」というのだから多分北朝鮮のミサイルを想定されているかと思えます。いかがでしょうか。
- ② 北朝鮮が日本国内に弾道ミサイル攻撃をしてくると本当に想定していますか。
- ③ 北朝鮮の核実験やミサイル開発に６ヶ国が平和的に解決しようと努力をし、そういう方向ですすんでいることをご存知でしょうか。水をさすようなことはやめてください。

【ご意見⑧】の第３編 P. ４９①～⑤ に対する市の考え方

市国民保護計画（案）は法に基づき作成しているもので、特定の国や特定の事態を想定して作成しているものではなく、可能性がある事態に備えるというために作成するものです。

## 春日井市国民保護計画（案）に対するパブリックコメントに寄せられたご意見

- ④ 弾道ミサイル攻撃があると煽り、国民保護計画作りを進めることは、平和的に解決するという国際平和と国際協調に反します。
- ⑤ 49頁の囲み文章の削除を求めます。

### 第5章 救援

#### 2 関係機関との連携について（50頁）

関係機関として「県、他の市町村、日赤、指定公共機関または指定地方公共機関」との連携を謳っています。しかし、国民保護で一番しなければならない救援になぜ自衛隊と連携をしないのですか。救援に自衛隊は先頭に立つべきでないでしょうか

### 第5編 緊急処理事態への対処（75頁）

「武力攻撃事態等への対処に準じて行う」となっていますが、11頁に緊急処理事態の事態例があります。それは

#### (1) 攻撃対象施設等による分類

- ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- ・原子力事業所等の破壊
  - ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
  - ・危険物積載への攻撃
  - ・ダム破壊

とあります。ここは、春日井市内ではどれが該当するか精査する必要があります。

- ① 原子力事業所はありません。爆破されることはありません。
- ② 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設はありません。爆破されることはありません。
- ③ ダムはありません。爆破されることはありません。

【ご意見⑧】の第5編 に対する市の考え方  
市国民保護計画の内容を分かりやすくするため、具体的に緊急処理事態の事態例を例示しているものです。

## 春日井市国民保護計画（案）に対するパブリックコメントに寄せられたご意見

もう少し、丁寧に扱ってください。

まだ言い足りないことがいっぱいありますが、ご賢察をおねがいします。

最後に、誤字・脱字があればご賢察をいただき、意見を反映していただけることをお願いし、春日井市国民保護計画（案）への意見書を提出します。